

神奈川県住生活基本計画の改定素案に対する県民及び市町村等の意見（概要）について

◎：県民意見要旨 ○：市町村等意見要旨

●：県の考え方（案）

1 第1章「かながわの住宅計画の体系図」関連

- ◎ 県の計画と全国計画とのつながり、関係が分かりづらい。県と国の計画を結ぶ矢印にある「即す」は、「連携」の間違えではないか。



- 住生活基本法で、都道府県は、全国計画に即して、都道府県計画を定めるものとされています。ご意見を踏まえ、「即す」を「全国計画に即して定める」に修正しました。（資料3 第1章（P.3）参照。）

2 第2章「1 住生活をめぐる現状」関連

- ◎ グラフ凡例の給与住宅とは何か。用語の解説がほしい。



- 給与住宅とは、会社などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として社員等が居住している住宅で、いわゆる「社宅」などと呼ばれているものです。ご意見を踏まえ、用語の解説を追加しました。（資料3 第2章（P.8）参照。）

3 第3章「2 「4つの視点」と「9つの目標」」関連

- ◎ 県の目標1～9と国の目標1～8について、表記を合わせられるところは合わせるべきである。



- 全国計画に、表記を合わせられるところは合わせていますが、県の他の関連計画等に記載があるところは、その表記に合わせています。（資料3 第3章（P.18,19）参照。）

4 第3章「施策体系」関連

- ◎ 目標の文字色（茶系の色）が読みづらい。



- ご意見を踏まえ、文字を読みやすくするため、文字色を黒に変更しました。（資料3 第3章（P.20,21）参照。）

5 第3章 目標1「「新たな日常」に対応した多様な住まい方等の実現」関連

- 施策（2）「新技術を活用したDXの普及・啓発」と、成果指標「市町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープラン等を定めた市町村の人口カバー率」との関連性が不明。



- 成果指標は、主な施策の効果を分かりやすく県民に示すものです。ご指摘の指標「市町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープラン等を定めた市町村の人口カバー率」は、施策（1）「住まい方の多様化・柔軟化の推進」のために設定しています。（資料3 第3章1（1）（2）（P.22,23）参照。）

6 第3章 目標3「若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現」関連

- 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点設置併設率については、全国計画の目標値（おおむね4割）としていただきたい。



- 本指標について、全国計画の目標値はおおむね4割ですが、現状値は29%です。県内の現状値は、2019（令和元）年時点で37%であるため、おおむね5割を目標値としています。なお、公的賃貸住宅は、公営住宅、改良住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅などを指しています。（資料3 目標3（P.32）など参照。）

7 第3章 目標4「高齢者がいきいきと暮らせる住生活の実現」関連

- 県住宅供給公社では、令和3年度、一般賃貸住宅の付帯サービスとして「ITによる見守り支援（通信機器をトイレや冷蔵庫等に設置し、一定期間ドアの開閉がない場合に、緊急連絡先に登録された方へメールでお知らせする安否確認サービス）を導入することとした。何らかの記載を検討してほしい。



- ご意見を踏まえ追記修正しました。（資料3 目標4(4) (P.35) 参照。）

8 第3章 目標5「住宅確保要配慮者の居住の安定確保」関連

- 県営住宅への入居支援対象者として「障がい者世帯、母子・父子世帯、DV被害者等」と記載されているが、「犯罪被害者」の語句を明記してほしい。



- ご意見を踏まえ追記修正しました。（資料3 目標5(1) (P.38) など参照。）

9 第3章 目標5「住宅確保要配慮者の居住の安定確保」関連

- 公営住宅以外の公的賃貸住宅について、セーフティネット機能の役割を担っていることは認識しているが、公営住宅を補完することを前提として供給されたわけではないため、「公営住宅を補完し(として、するものとして)」を「公営住宅とともに」に修正をお願いしたい。



- ご意見を踏まえ追記修正しました。（資料3 目標5(1) (P.38) など参照。）

10 第3章 目標5「住宅確保要配慮者の居住の安定確保」、第4章 「賃貸住宅供給促進計画」関連

- 児童養護施設退所者が自立したくても様々な理由で民間賃貸住宅に入居できていないことがある。また、在園時に卒園後に備えて一定額をアルバイトで稼がざるを得ない状況であるため、学業や部活動を一定程度控えている現状があり、自立に向けた住まいの確保の面でも支援が必要。児童養護施設退所者への支援策を拡充していただきたい。
- 住宅確保要配慮者の範囲について、児童養護施設の退所者だけでなく、里親委託を解除した児童や自立援助ホームを退所した児童などを含めた表現にするため、「児童養護施設退所者」の記載を「児童養護施設退所者等」と「等」を追加していただきたい。



- 本計画では、児童養護施設退所者についても住宅確保要配慮者としており、セーフティネット住宅の登録促進等により、その居住の安定確保を図ります。
- ご意見を踏まえ、「児童養護施設退所者」を「児童養護施設退所者等」に修正しました。（資料3 目標5(1) (P.38)、第4章4(3) (P.64) 参照。）

11 第3章 目標5「住宅確保要配慮者の居住の安定確保」、第4章 「賃貸住宅供給促進計画」関連

- ◎ 施策(5)「多様な住宅確保要配慮者への居住支援」として、LGBTへの支援はどう考えているのか。
- 住宅確保要配慮者の記載について、かながわ人権施策推進指針の表記とあわせるため、「LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）」から「性的マイノリティ」へと修正してほしい。



- 本計画では、LGBTについても住宅確保要配慮者としており、セーフティネット住宅の登録促進等により、その居住の安定確保を図ります。
- ご意見を踏まえ、「LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）」を「性的マイノリティ」に修正しました。（資料3 目標5(5) (P.41)、第4章4(3) (P.64) 参照。）

12 第3章 目標6「脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進」関連

- ◎（現行計画の）「目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用」が、「目標6 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進」に変わっているが、「良質な住宅ストック」とは、「脱炭素社会に向けた」ものだけではない。人命のための「安全」の方が大事であり、「脱炭素社会の実現に向けた」に変えるのはおかしい。



- ご意見のとおり、人命のための安全は重要と考えます。また、近年、気候変動の影響などにより、自然災害が激甚化・頻発化しています。そのため、今回の計画改定にあたっては、目標2に「安全・安心な住まいまちづくり」を掲げ、その中で「安全な住宅・住宅地の形成」に取り組むこととしています。（資料3 目標6（P.42）など参照。）

13 第3章 目標6「脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進」関連

- ◎ 老朽化した公共住宅の建替えは、高齢者や子育て世帯、低額所得者等の生活安定につながり、経済活性化にも関係する。是非積極的に推進してほしい。



- 県では、2019（平成31）年に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定し、建替えに集中して取り組むこととしており、現在、10年間で28団地約7千戸の建替えに着手しています。（資料3 目標6（6）（P.47,48）など参照。）

14 第3章 目標6「脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成とマンションの管理適正化等の推進」関連

- ◎ 公共住宅の建替えにあたっては、都市計画法や建築基準法上の制限（容積率や高さ制限等）を緩和することで、建替えしやすくなる場合があるので検討してほしい。



- ご意見については、今後の取組の参考とします。（資料3 目標6（6）（P.47,48）など参照。）

15 第3章 目標8「住生活に関連した地域経済の活性化」関連

- 施策（1）「住宅におけるかながわ県産木材活用の推進」において「CLT等の新たな部材を活用した工法の普及等を進め」と記載されているが、県産木材を用いたCLT等の普及は、県内加工業者の規模の関係上難しいため、「県産木材の利用を促進するとともに」等に修正していただきたい。



- ご意見を踏まえ追記修正しました。なお、CLTについては、脱炭素社会の実現に向けた、県産木材に限らない取組として、目標6に記載しました。（資料3 第3章8（1）（P.54）、6（1）（P.42）参照。）

16 第7章「1 公営住宅の供給目標及び考え方」関連

- ◎ 「イ 公的賃貸住宅の活用」について、（別ページで、）公的賃貸住宅には公営住宅も含むと脚注で解説されているため、「県内には」の次に「公営住宅のほか」を挿入した方が良い。



- ご意見を踏まえ、「公営住宅のほか」を追加しました。（資料3 第7章1（1）（P.81）参照。）

17 全般

- ◎ 住宅供給公社の表記について、「公社」と「住宅供給公社」が混在している。



- ご意見を踏まえ、「住宅供給公社」の表記に統一しました。（全般）

18 その他

- ◎ 横浜市旭区・瀬谷区の米軍返還地について、国際園芸博覧会ではなく、高齢者やコロナ禍で収入が減少している人々（特に若手）の生活を支える県営住宅の予定地にした方がよいと思う。定着する市民を増やし、家賃収入や市民税・県民税が安定する方が良い。



- 横浜市旭区・瀬谷区の米軍返還地の利用については、横浜市を中心に引き続き検討が進められるものと認識しています。（その他）